

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>I 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 定義</b></p> <p>この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p><b>アーク(Arc)</b> (略)</p> <p><b>Baro-VNAV(Barometric vertical navigation)</b> 飛行管理装置(FMS)その他の広域航法(RNAV)システムの垂直航法(VNAV)機能を利用した、気圧高度を用いた垂直方向の経路情報による航法をいう。 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p><b>CDO (Continuous Descent Operation)</b> (略)</p> <p><b>RNP AR進入方式(RNP Authorization Required Approach procedure)</b> 全飛行時間の95%における進行方向に対する横方向の航法誤差が最小±0.1海里以内となるような航法精度及びその他の航法性能並びに航法機能要件(機上性能監視及び警報機能を含む。)が規定されるRNP仕様に基づく計器進入方式をいう。なお、当該進入方式による航行を行う航空機は空港名及び計器進入方式名称が指定された特別な航行許可を受ける必要がある。</p> <p><b>RNP1(RNP1)</b> <u>全飛行時間の95%における進行方向に対する横方向の航法誤差が±1海里以内となる航法精度及びその他の航法性能並びに航法機能要件(機上性能監視及び警報機能を含む。)が規定されるRNP仕様をいう。</u></p> <p><b>RNP1 経路(RNP1 route)</b> <u>RNP1に従い航行する航空機の用に供するために設定された標準計器出発方式、トランジション、標準計器到着方式及び計器進入方式(初期進入、中間進入及び進入復行セグメントに限る。)をいう。</u></p> <p><b>RSP仕様(Required surveillance performance specification—監視性能要件仕様)</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>III 管制方式基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(I) 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 気象情報</b></p> <p><b>【RVR 値の通報】</b> (4) RVR 分岐表示器が管制卓に設置されている<u>ターミナル管制機関</u>は、a に掲げる時期に b に</p>	<p style="text-align: center;"><b>I 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 定義</b></p> <p>この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p><b>アーク(Arc)</b> (略)</p> <p><b>Baro-VNAV(Barometric vertical navigation)</b> 飛行管理装置(FMS)その他の広域航法(RNAV)システムの垂直航法(VNAV)機能を利用した、気圧高度を用いた垂直方向の経路情報による航法をいう。</p> <p><b>Basic-RNP 1(Basic-RNP 1)</b> <u>全飛行時間の95%における進行方向に対する横方向の航法誤差が±1海里以内となる航法精度及びその他の航法性能並びに航法機能要件(機上性能監視及び警報機能を含む。)が規定されるRNP仕様をいう。</u></p> <p><b>Basic-RNP 1 経路(Basic-RNP 1 route)</b> <u>Basic-RNP 1 に従い航行する航空機の用に供するために設定された標準計器出発方式、トランジション及び標準計器到着方式をいう。</u></p> <p><b>CDO (Continuous Descent Operation)</b> (略)</p> <p><b>RNP AR進入方式(RNP Authorization Required Approach procedure)</b> 全飛行時間の95%における進行方向に対する横方向の航法誤差が最小±0.1海里以内となるような航法精度及びその他の航法性能並びに航法機能要件(機上性能監視及び警報機能を含む。)が規定されるRNP仕様に基づく計器進入方式をいう。なお、当該進入方式による航行を行う航空機は空港名及び計器進入方式名称が指定された特別な航行許可を受ける必要がある。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>RSP仕様(Required surveillance performance specification—監視性能要件仕様)</b> (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>III 管制方式基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(I) 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 気象情報</b></p> <p><b>【RVR 値の通報】</b> (4) RVR 分岐表示器が管制卓に設置されている<u>管制区管制所(広域セクターに限る。)</u>又はター</p>	<p>「Basic-RNP 1」を削除 (RNAV 航行の許可基準及び審査要領の一部改正によるもの)</p> <p>「Basic-RNP 1 経路」を削除 (RNAV 航行の許可基準及び審査要領の一部改正によるもの)</p> <p>「RNP1」を新設 (RNAV 航行の許可基準及び審査要領の一部改正によるもの)</p> <p>「RNP1 経路」を新設 (RNAV 航行の許可基準及び審査要領の一部改正によるもの)</p> <p>北日本広域ターミナルの運用開始に伴う</p>

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正	現行	備考
<p>掲げる RVR 値を航空機に対して通報するものとする。ただし、当該 RVR 値が ATIS 情報又は広域対空援助局等からの情報に含まれており、航空機がこれらの情報を受信した旨を通報した場合は、省略することができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p style="text-align: center;">4 高度計規正值</p> <p><b>【提供する高度計規正值】</b></p> <p>(3) 管制機関が提供する高度計規正值は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 管制区管制所においては、空域 QNH 若しくは当該機の飛行経路上の適切な地点における高度計規正值又は Baro-VNAV による進入を行う航空機に係る目的飛行場の高度計規正值</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p style="text-align: center;">(Ⅱ) 計器飛行管制方式</p> <p style="text-align: center;">7 到着機</p> <p><b>【到着機に対する情報等】</b></p> <p>(4) <u>ターミナル管制所</u>又は飛行場管制所は、到着機と最初の無線通信を設定したのち、当該機に対し、次に掲げる情報等(飛行場管制所にあつては(b)を除く。)を速やかに通報するものとする。ただし、(b)イ、ウ及びオ並びに(c)から(f)については、当該情報が ATIS 情報又は広域対空援助局等からの情報に含まれており、航空機がこれらの情報を受信した旨を通報した場合は、省略することができる。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p><b>【気象情報の通報】</b></p> <p>(5) <u>ターミナル管制所</u>又は飛行場管制所は、飛行場の気象状態が(4)(e)のときは、到着機に対し、航空交通量、業務量及び通信量を考慮のうえ、実施可能な範囲内において、その後の気象変化を通報するものとする。ただし、当該気象変化が ATIS 情報又は広域対空援助局等からの情報に含まれており、航空機がこれらの情報を受信した旨を通報した場合は、省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">(Ⅳ) レーダー使用基準</p> <p style="text-align: center;">2 二次レーダー</p> <p><b>【コードの指定等】</b></p> <p>(2) a レーダー管制業務を行う管制空域(以下「レーダー管制空域」という。)を飛行する航空機(外国 FIR から入域する航空機であつて、二次レーダー個別コード(以下「個別コード」という。)が当該外国 FIR の管制区管制所により指定され、かつ、通報されているものを</p>	<p><u>ミナル管制機関</u>は、aに掲げる時期にbに掲げる RVR 値を航空機に対して通報するものとする。ただし、当該 RVR 値が ATIS 情報又は広域対空援助局等からの情報に含まれており、航空機がこれらの情報を受信した旨を通報した場合は、省略することができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p style="text-align: center;">4 高度計規正值</p> <p><b>【提供する高度計規正值】</b></p> <p>(3) 管制機関が提供する高度計規正值は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 管制区管制所においては、空域 QNH 若しくは当該機の飛行経路上の適切な地点における高度計規正值又は Baro-VNAV による進入を行う航空機に係る目的飛行場の高度計規正值</p> <p><u>ただし、広域セクターにおいて、管轄区域内にある飛行場への到着機に対しては目的飛行場の高度計規正值</u></p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p style="text-align: center;">(Ⅱ) 計器飛行管制方式</p> <p style="text-align: center;">7 到着機</p> <p><b>【到着機に対する情報等】</b></p> <p>(4) <u>管制区管制所(広域セクターに限る。)</u>、<u>ターミナル管制所</u>又は飛行場管制所は、到着機と最初の無線通信を設定したのち、当該機に対し、次に掲げる情報等(飛行場管制所にあつては(b)を除く。)を速やかに通報するものとする。ただし、(b)イ、ウ及びオ並びに(c)から(f)については、当該情報が ATIS 情報又は広域対空援助局等からの情報に含まれており、航空機がこれらの情報を受信した旨を通報した場合は、省略することができる。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p><b>【気象情報の通報】</b></p> <p>(5) <u>管制区管制所(広域セクターに限る。)</u>、<u>ターミナル管制所</u>又は飛行場管制所は、飛行場の気象状態が(4)(e)のときは、到着機に対し、航空交通量、業務量及び通信量を考慮のうえ、実施可能な範囲内において、その後の気象変化を通報するものとする。ただし、当該気象変化が ATIS 情報又は広域対空援助局等からの情報に含まれており、航空機がこれらの情報を受信した旨を通報した場合は、省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">(Ⅳ) レーダー使用基準</p> <p style="text-align: center;">2 二次レーダー</p> <p><b>【コードの指定等】</b></p> <p>(2) a レーダー管制業務を行う管制空域(以下「レーダー管制空域」という。)を飛行する航空機(外国 FIR から入域する航空機であつて、二次レーダー個別コード(以下「個別コード」という。)が当該外国 FIR の管制区管制所により指定され、かつ、通報されているものを</p>	<p>削除</p> <p>北日本広域ターミナルの運用開始に伴う削除</p> <p>北日本広域ターミナルの運用開始に伴う削除</p> <p>北日本広域ターミナルの運用開始に伴う削除</p>

航空保安業務処理規程第5 管制業務処理規程・改正

改正				現行				備考
<p>除く。)に対して、次の規定に従い、コードを指定するものとする。                      (a) (略)                      (b) (a)以外の航空機に対しては、管制機関別に配分されている個別コード(当該管制機関の管轄区域内に限る。)又は別表1により管制機関別特定コード(以下「機関別コード」という。)を指定する。                      b～e (略)</p>				<p>除く。)に対して、次の規定に従い、コードを指定するものとする。                      (a) (略)                      (b) (a)以外の航空機に対しては、管制機関別に配分されている個別コード(当該管制機関の管轄区域内に限る。)又は別表1により管制機関別特定コード(以下「機関別コード」という。)を指定する。                      b～e (略)</p>				<p>管制部再編に伴う記載順の見直し・修正                      管制部再編に伴う記載順の見直し・修正                      北日本広域ターミナルの運用開始に伴う                      改正                      北日本広域ターミナルの運用開始に伴う                      改正</p>
別表1 二次レーダー管制機関別特定コード				別表1 二次レーダー管制機関別特定コード				
管制機関名	コード番号	管制機関名	コード番号	管制機関名	コード番号	管制機関名	コード番号	
札幌 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	千 歳	0400, 2300	札幌 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	千 歳	0400, 2300	
東京 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	大 湊	2500	東京 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	大 湊	2500	
神戸 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	三 沢	5400, 6000	福岡 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	三 沢	5400, 6000	
福岡 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	八 戸	1700	神戸 ACC	2200, 2400, 3300, 3400	八 戸	1700	
日 高	3200, 3600, 5300, 6200	松 島	5200	(新設)	(新設)	松 島	5200	
函 館	5600	宇 都 宮	5500	函 館	5600	宇 都 宮	5500	
白 神	3200, 3600, 5300, 6200	小 松	6000, 7000	(新設)	(新設)	小 松	6000, 7000	
仙 台	2300	百 里	5200, 5400	仙 台	2300	百 里	5200, 5400	
新 潟	2100	入 間	6400	新 潟	2100	入 間	6400	
東 京	2100, 2300, 3200, 3600, 3700, 5600, 5700	立 川	6200	東 京	2100, 2300, 3200, 3600, 3700, 5600, 5700	立 川	6200	
中 部	5200	下 総	6000	中 部	5200	下 総	6000	
関 西	2100, 2300, 2500, 5600, 5700, 7000	美 保	5400	関 西	2100, 2300, 2500, 5600, 5700, 7000	美 保	5400	
広 島	6000	厚 木	2500	広 島	6000	厚 木	2500	
福 岡	5200, 5400	名 古 屋	5400	福 岡	5200, 5400	名 古 屋	5400	
大 分	6400	館 山	7000	大 分	6400	館 山	7000	
長 崎	6000	浜 松	5300, 5500	長 崎	6000	浜 松	5300, 5500	
熊 本	5600	明 野	2100	熊 本	5600	明 野	2100	
鹿 児 島	0400, 1700, 2300, 5300	徳 島	0400	鹿 児 島	0400, 1700, 2300, 5300	徳 島	0400	
那 覇	2300, 5700	芦 屋	4600	那 覇	2300, 5700	芦 屋	4600	
先 島	6000	築 城	2500, 7000	先 島	6000	築 城	2500, 7000	
札 幌	5200	新 田 原	5500	札 幌	5200	新 田 原	5500	
十 勝	2100	鹿 屋	2100	十 勝	2100	鹿 屋	2100	
		硫 黄 島	2500			硫 黄 島	2500	